# 米国におけるバーゼルⅢ最終化の遅れと諸外国の対応
## －トランプ政権下のバーゼルⅢエンドゲームを巡る不確実性－

小立　敬


### ▌要　約▐

1. 米国のバーゼルⅢ最終化、いわゆるバーゼルⅢエンドゲームの適用が混迷の度合いを深めている。特にトランプ政権が 2025 年 1 月から始動し、国際的に合意された金融規制への米国の対応に不透明性が生じており、バーゼルⅢエンドゲームの適用がますます見通せなくなっている。このような不確実性から各国・地域の当局は新たな対応を講じつつある。
2. 英国は 2025 年 1 月に、バーゼルⅢ最終化（バーゼル 3.1）の適用を 2027 年に 1 年延期した。すでにバーゼルⅢ最終化を適用しているカナダでは、内部モデル手法に適用されるアウトプット・フロアの段階的な引上げが 2025 年 2 月に停止されている。
3. EU ではバーゼルⅢ最終化の適用が 2025 年に始まったが、マーケット・リスクの資本賦課の枠組みの改定、いわゆるトレーディング勘定の抜本的改定（FRTB）については、2026 年に適用を延期している。さらに、2025 年 3 月に米国や英国における適用の遅れを踏まえて、欧州委員会が FRTB の適用について EU としての対応を検討する市中協議を行った結果、FRTB の適用を 2027 年まで 1 年間の再延期を行う方針を 2025 年 6 月に明らかにした。
4. トランプ政権の下、バーゼルⅢエンドゲームを推進してきたバーFRB 副議長が退任した一方、ボウマン FRB 理事が後任に就任し、バーゼルⅢエンドゲームの検討が再開できる環境になったように窺われる。もっとも、トランプ政権下で金融規制見直しを企図するベッセント財務長官は、米国にとっての利益の観点から、バーゼルⅢ最終化の適用は根拠が検証されたものに限定しようという考え方を示しており、その見解が反映されると、米国のバーゼルⅢエンドゲームは国際合意から逸脱していくことも想定される。バーゼルⅢ最終化の完全かつ整合的な適用に対する不確実性はさらに高まっているように窺われる。


**野村資本市場研究所　関連論文等**

・小立敬「EU における銀行規制改革パッケージ（CRRIII/CRDVI）の概要－バーゼル III 最終化、ESG リスク、第三国支店を含む－」『野村資本市場クォータリー』2024 年秋号。
・小立敬「米国における大手銀行の規制強化案－バーゼル III 最終化の適用と大手地銀の破綻への対応－」『野村資本市場クォータリー』2023 年秋号。

# Ⅰ バーゼルⅢ最終化の適用状況

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）が 2017 年 12 月に最終化したバーゼルⅢ最終化（Basel III: Finalising post-crisis reforms）は[1]、2023 年 1 月 1 日から実施することが国際的に合意され、日本では金融庁の告示によって 2024 年 3 月 31 日に施行された[2]。海外におけるバーゼルⅢ最終化の適用状況をみると、カナダやオーストラリア、シンガポール、香港を含むバーゼル委員会のメンバー法域の約 70%ですでに適用が始まっている。

米国においてバーゼルⅢ最終化は、「バーゼルⅢエンドゲーム」と称され、2023 年 7 月に連邦準備制度理事会（FRB）、連邦預金保険公社（FDIC）および通貨監督庁（OCC）がバーゼルⅢ最終化を含む自己資本規制を改正する規則提案を行っている[3]。もっとも、規則提案は、オペレーショナル・リスクに加えて信用リスクの内部モデル手法も廃止するなどバーゼル基準よりも厳格な規制内容であったために、米国のグローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）等では所要資本が約 2 割も増加することが見込まれた。その結果、銀行業界に加えて共和党の一部などからも強い反発を受けることとなった。

FRB を始めとする連邦銀行当局は、規則提案を見直して再提案を行おうとしたものの、現在に至るまで再提案は提示されておらず、米国におけるバーゼルⅢエンドゲームの適用は不透明な状況が続いている。

欧州連合（EU）では、バーゼルⅢ最終化の域内適用を目的とする第 3 次資本要求規則（CRRⅢ）が 2024 年 7 月に施行され、2025 年 1 月 1 日から適用が始まっている[4]。ただし、CRRⅢは、マーケット・リスクの資本賦課の枠組みの改定、いわゆるトレーディング勘定の抜本的改定（FRTB）に関しては、米国の適用が遅れていることを考慮して適用を延期できる規定を設けており、当該規定に基づいて欧州委員会は FRTB の適用を 1 年遅らせて 2026 年 1 月 1 日とすることを決定していた[5]。

英国では、イングランド銀行（BOE）の傘下に設置された健全性規制機構（PRA）が「バーゼル 3.1」としてバーゼルⅢ最終化の規則策定を行っている。PRA は 2024 年 9 月にバーゼル 3.1 に関して概ね最終化された規則を公表しており、その際にはバーゼル 3.1 の適用を 2026 年 1 月 1 日とすることを明らかにしていた[6]。

---

1 なお、バーゼルⅢ最終化のうちマーケット・リスクの資本賦課の枠組みは、2019 年 1 月に最終化された。

2 ただし、国内基準行のうち標準的手法を採用する銀行、野村ホールディングスや大和証券グループ本社を含む最終指定親会社については、2025 年 3 月 31 日に施行された。

3 バーゼルⅢエンドゲームの規則提案に関しては、小立敬「米国における大手銀行の規制強化案－バーゼルⅢ最終化の適用と大手地銀の破綻への対応－」『野村資本市場クォータリー』2023 年秋号を参照。

4 CRRⅢについては、小立敬「EU における銀行規制改革パッケージ（CRRIII/CRDVI）の概要－バーゼルⅢ最終化、ESG リスク、第三国支店を含む－」『野村資本市場クォータリー』2024 年秋号を参照。

5 欧州委員会は 2024 年 7 月、マーケット・リスク資本賦課におけるレベル・プレイング・フィールドの確保を目的とする CRR 第 461a 条の下、FRTB の適用日を 2026 年 1 月 1 日まで延期する委任法案を採択した（European Commission, “Commission proposes to postpone by one year the market risk prudential requirements under Basel III in the EU,” Press Release, July 24, 2024）。委任法案は、欧州議会および閣僚理事会の審査を経て 2024 年 11 月 4 日に発効している。

6 BOE, “The PRA publishes the second policy statement on Basel 3.1 and proposals on the strong and simple capital regime for smaller firms,” News release, September 12, 2024.

2025年1月にトランプ政権が始動したことで、国際的に合意された金融規制への米国の対応に不透明性が生じており、バーゼルⅢエンドゲームの適用が見通せなくなっている。このような不確実性から各国・地域の当局は新たな対応を図りつつある（図表1）。

英国では2025年1月に、PRAが米国のバーゼルⅢ最終化の適用時期の不確実性と英国の銀行セクターの競争力を考慮し、英国財務省（HM Treasury）と協議の上、バーゼル3.1の適用時期を2027年1月1日に1年延期する決定を行った[7]。PRAは、適用延期によって米国における適用に関する明確な情報を得る時間が確保されると述べている。

EUでは2025年1月1日に、FRTBを除いてバーゼルⅢ最終化の適用が始まったものの、米国の適用が不確実性を増し、英国も適用延期したことを受けて、欧州委員会がレベル・プレイング・フィールドの確保の観点から、FRTBの適用について、①2026年1月1日に適用（再延期なし）、②2027年1月1日に適用（1年間再延期）、③米国や英国を含む他の法域でバーゼル基準から逸脱する内容に関する経過措置（最長3年間）といった3つの選択肢を示した市中協議を2025年3月に開始した[8]。市中協議の結果として欧州委員会は、6月12日にFRTBの適用開始日を2027年1月1日とする提案を明らかにした[9]。

また、他の法域に先駆けてバーゼルⅢ最終化を適用したカナダでは、金融機関監督庁（OSFI）が2025年2月に、他の法域におけるバーゼルⅢ最終化の適用の遅れを踏まえて、段階的に引き上げるアウトプット・フロアの水準を据え置く方針を決定している[10]。

次章以降、米国のバーゼルⅢエンドゲームの状況を改めて整理した上で、欧州委員会のFRTBの適用に関する市中協議の内容、カナダを含む諸外国の対応について確認する。

**図表1　主要な法域におけるバーゼルⅢ最終化の適用の遅れ**

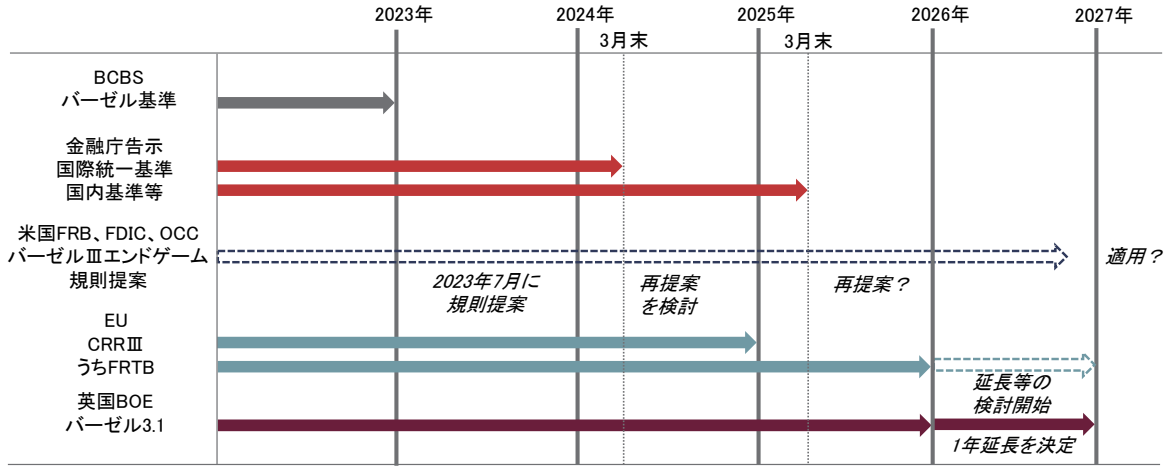


（出所）野村資本市場研究所

[7] BOE, “The PRA announces a delay to the implementation of Basel 3.1,” News release, January 17, 2025.
[8] European Commission, “Commission launches consultation on EU approach on market risk rules for banks,” News article, March 24, 2025.
[9] European Commission, “Commission proposes to postpone by one additional year the market risk prudential requirements under Basel III,” Press release, June 12, 2025.
[10] OSFI, “Statement from the Superintendent of Financial Institutions on the Basel III standardized capital floor level,” Statement, February 12, 2025.

# Ⅱ 米国のバーゼルⅢエンドゲームの経緯と現状

## １．規則提案の概要と銀行業界の反対

米国では、バーFRB監督担当副議長（当時）のイニシアティブの下、バーゼルⅢ最終化を踏まえてバーゼルⅢエンドゲームが検討され、シリコンバレー・バンク（SVB）を契機とする2023年3月の銀行システムの混乱も考慮した上で、FRB、FDICおよびOCCが2023年7月に総資産1,000億ドル以上の大手銀行を対象とする規則改正を共同提案した。

この規則提案は、バーゼル委員会のバーゼルⅢ最終化に比べて厳格に設計されていた。具体的には、バーゼルⅢ最終化を踏まえてオペレーショナル・リスクの内部モデル手法（先進的手法）を廃止することに加え、米国独自の措置として信用リスクについても内部モデル手法（先進的手法）を廃止することを提案した。

一方、信用リスクの内部モデル手法に代わるものとしてバーゼルⅢ最終化の標準的手法をベースとする拡張リスクベース（ERB）手法が提案された。ERBではエクスポージャーによってバーゼルⅢ最終化よりもリスク・ウェイトが高めに設定されている。

例えば、法人エクスポージャーは、米国では外部格付の利用が認められていないために100%に設定されている（ただし、投資適格上場証券の発行会社は 65%）[11]。リテール・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、バーゼルⅢ最終化に比べて 10%高い。また、不動産関連エクスポージャーのうち居住用不動産は、バーゼルⅢ最終化よりも 20%高い。エクイティ・エクスポージャーに関してはすべての非上場エクイティを 400%としており、投機的な非上場エクイティのみを400%とするバーゼルⅢ最終化よりも厳しい。

さらに、バーゼルⅢ最終化では、内部モデル手法で計測されたリスク・アセットに対し、標準的手法で計測されたリスク・アセットの72.5%に設定されたアウトプット・フロアが導入された。しかし、バーゼルⅢエンドゲームでは、アウトプット・フロアだけでなく、グローバル金融危機を受けて制定されたドッド＝フランク法に規定された米国独自の資本フロアも適用されることになっており、二重の資本フロアになっている（図表2）。

この結果、バーゼルⅢエンドゲームがリスク・アセットに与える影響としては、総資産1,000 億ドル以上のいずれの規模[12]の銀行でもリスク・アセットが従前より増加し、より規模の大きい銀行に対する影響が大きいことが判明している（図表 3）。規則提案は、バーゼルⅢエンドゲームの適用によって大手銀行全体として所要資本が 16%も増加し、特に米国 G-SIBs を含む大規模銀行では、所要資本が 19%も増えるという試算を明らかにしている。

---

[11] バーゼル基準では外部格付がある場合、BBB格以上であれば100%より小さいリスク・ウェイトが適用できるが、米国ではドッド＝フランク法の下、外部格付を規制に利用することが禁じられている。

[12] 米国の銀行規制は、規模等のリスク・プロファイルに応じた規制体系、いわゆるテーラリング・アプローチが採用されており、総資産 1,000 億ドル以上の銀行はカテゴリーⅠからⅣに区分される。カテゴリーⅠは米国G-SIBsであり、カテゴリーⅡは総資産7,000億ドル以上または国際業務750億ドル以上の銀行、カテゴリーⅢは総資産 2,500 億ドル以上またはノンバンク資産、短期ホールセール・ファンディング、オフバランスが 750億ドル以上の銀行、カテゴリーⅣは総資産1,000億ドル以上かつ2,500億ドル未満の銀行となっている。

図表 2　バーゼルⅢエンドゲームにおけるリスク・アセットのフロア

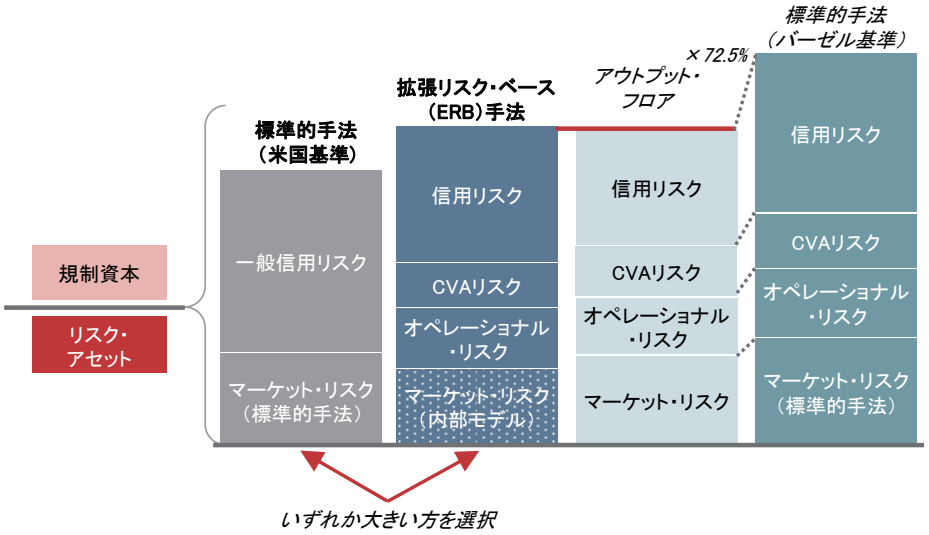


（注）　標準的手法（米国基準）の一般信用リスクは、大手銀行以外が計測する標準的手法。
（出所）OCC, FRB, and FDIC, “Interagency Overview of the Notice of Proposed Rulemaking for Amendments to the Regulatory Capital Rule,” July 27, 2023 より野村資本市場研究所作成

図表 3　バーゼルⅢエンドゲームと現行のリスク・アセットの比較（2021 年末、10 億ドル）

| | カテゴリーⅠおよびⅡ | | | カテゴリーⅢおよびⅣ | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 標準的手法（現行） | 先進的手法（現行） | バーゼルⅢエンドゲーム | 標準的手法（現行） | バーゼルⅢエンドゲーム |
| 信用リスク | 6,900 | 4,300 | 6,700 | 4,000 | 3,800 |
| マーケット・リスク | 430 | 430 | 760 | 130 | 220 |
| オペレーショナル・リスク | – | 1,700 | 1,400 | – | 550 |
| CVAリスク | – | 240 | 260 | – | 28 |
| 合計 | 7,400 | 6,700 | 9,200 | 4,200 | 4,600 |

（注）　1. 計数は億ドル以下で丸められており、その影響から合計値は実際の合計と一致しないことがある。
2. 原データは現行の標準的手法が FR Y-9C、先進的手法が FFIEC101 であり、バーゼルⅢエンドゲームについては定量的影響度調査（QIS）と当局の推計値。
（出所）OCC, FRB, and FDIC, Regulatory capital rule: Amendments applicable to large banking organizations and to banking organizations with significant trading activity, Notice of proposed rulemaking, September 18, 2023 より野村資本市場研究所作成

銀行の所要資本に大きな影響が生じる規則提案に対しては、当局内でも反対の声があり、FRB や FDIC の理事会では、規則提案の採決時に各々2 名の理事が反対票を投じている。反対理由としては、①所要資本の増加が銀行の顧客に影響すること、②与信や市場流動性の利用可能性が低下すること、③規制要件がバーゼル基準を上回ることなどが挙げられた。そこで、パウエル FRB 議長は規則提案の公表時に声明を出し、①マーケット・リスクとオペレーショナル・リスクの水準調整、②バーゼル合意や主要法域における要件を超える要件、③総資産 2,500 億ドル未満の銀行に対する要件については、パブリック・コメントを踏まえて修正を行う可能性に触れていた[13]。

[13] FRB, “Statement by Chair Jerome H. Powell,” July 27, 2023.

バーゼルⅢエンドゲームの規則提案には、米国 G-SIBs を始めとする銀行業界から強い反発が示された。例えば、JP モルガン・チェースのダイモン CEO は、規則提案が経済、市場、すべての規模の企業、米国家計に対して有害な結果が生じることが予見されるとし、特に住宅ローンや中小企業向け融資に関しては、とりわけ中低所得の債務者にとってより高コストになり、アクセスしにくくなるとして批判した[14]。

また、規則提案について米国銀行協会（ABA）と各州銀行協会は、①銀行セクターが与信やその他の重要な金融サービスを提供する能力を制約すること、②極めて不十分なデータや分析を根拠としていることを指摘し、深い懸念を表明した[15]。特に、①LTV[16]が高い住宅ローンのリスク・ウェイトの引上げが低所得者や初めての住宅購入者に影響すること、②再生可能エネルギーや低所得者向け住宅を対象とする税控除制度を利用した投資プログラムについて資本賦課が増大すること、③中小企業向けの与信が不利になること、④デリバティブなどヘッジ手段の資本コストが増えること、⑤オペレーショナル・リスクの資本賦課が大幅に増えることを指摘した。

規則提案への反対の声は銀行業界に留まらず、中小企業や多国籍企業、不動産セクターなど銀行以外の業界団体にも広がった。こうした声に共和党も呼応し、共和党上院議員は規則提案を撤回するよう書簡を送って連邦銀行当局に圧力をかけたりした。

## ２．再提案に向けた動き

規則提案への強い反発を受けて連邦銀行当局は、パブリック・コメントを踏まえながら規則提案を修正し再提案することとした。バーFRB 副議長は 2024 年 9 月に、最終決定前のバーゼルⅢエンドゲームの再提案のポイントを以下のように明らかにしている[17]。

- 総資産 2,500～7,000 億ドルの非 G-SIBs は、信用リスクおよびオペレーショナル・リスクの対象とする一方、マーケット・リスクおよび CVA リスクについては重要なトレーディング業務を行う銀行のみに限定し、総資産 2,500 億ドル未満の銀行はバーゼルⅢエンドゲームを非適用
- 信用リスクに関しては、居住用住宅ローン、リテール、投資適格の非上場事業体（年金基金を含む）のリスク・ウェイトを引下げ
- オペレーショナル・リスクに関しては、内部損失履歴に基づく調整の廃止、手数料収入のネットベースによる計測、資産運用に関連する資本要件の緩和
- マーケット・リスクについては、モデルが意図通りであることを確認する損益要因分析テストの複数年の適用期間の設定、顧客清算デリバティブの資本賦課の緩和

[14] “Finance Wall Street CEOs try to convince senators that new capital rules will hurt Americans as well as banks,” *CNBC*, December 6, 2023.
[15] ABA, “ABA State Association Letter to Regulators on Basel III Implementation,” Comment letter, January 11, 2024.
[16] LTV（loan-to-value）は、不動産評価額に対する借入金の割合を指す。
[17] FRB, “The Next Steps on Capital, Remarks by Michael S. Barr at the Brookings Institution,” September 10, 2024.

バー副議長は、これらの見直しの結果、G-SIBs の所要資本はリスク・アセット比で 9%上昇するものに留まると述べた[18]。こうした再提案について銀行業界は、比較的前向きに捉える一方で、FRB と共同で規則提案する FDIC では理事会メンバーの 5 名のうち 3 名が反対姿勢を示したことから[19]、2024 年 11 月の大統領選前に採決する見込みがなくなった。それ以降、バーゼルⅢエンドゲームは膠着状態に陥り、現在まで再提案は行われていない。

## ３．トランプ政権下での適用の見通し

トランプ政権の誕生を受けて、バーゼルⅢエンドゲームのイニシアティブを採ってきた FRB のバー副議長が 2025 年 2 月に退任した[20]。トランプ大統領はその後任にコミュニティバンク出身のボウマン FRB 理事を指名した。当該人事について上院は 6 月 4 日に承認し、ボウマン理事が 2029 年 6 月までの任期で監督担当副議長に就任した。

ボウマン理事は、2023 年 7 月の規則提案に反対した理事の一人である。規則提案の公表に際して、①規則提案は利益によってその費用が正当化できるという証拠が不十分であること、②銀行規制の強みであるリスクに見合った規制というテーラリングが後退していること、③現在の米国銀行システムが資本不足であるという誤った印象を与えること、その一方で、④SVB の失敗は資本不足が原因ではなく、不適切なリスク管理と監督の不備によるものであることといった見解を含む声明を明らかにしていた[21]。

2025 年 6 月の副議長就任後の初めての講演[22]では、バーゼルⅢエンドゲームへの対応について具体的な言及はなかったが、過剰に水準調整された資本規制は市場の歪みを生じ、安全性や健全性というプルーデンスの目標や経済環境から切り離されて一部の業務を他の業務より不利にさせると発言した[23]。また、金融危機後の改革はバックワードルッキングであり、将来の予期せぬ結果や世界の将来の状態を十分に考慮していないとし、すべての改革が今後も適切であるかどうかを評価する時期が到来したとも述べている。

今後、ボウマン副議長の下でバーゼルⅢエンドゲームが再提案に向けて検討されることが想定されるが、このような発言を踏まえると可及的速やかな適用を目指してバーゼルⅢエンドゲームの検討が直ちに再開されるかどうか予断を許さない。

---

[18] G-SIBs 以外の大手銀行については、主に証券の含み損益を規制資本に反映させることの影響から所要資本がリスク・アセット比で 3～4%増加する見込みであった。

[19] FDIC 理事会のメンバーのうち共和党理事 2 名が再提案に反対し、消費者金融保護局（CFPB）の局長であったチョプラ理事もバーゼルⅢエンドゲームが後退しているとして反対した（“Inside the impasse erupting on the FDIC board over Basel,” *American Banker*, September 20, 2024）。

[20] ただし、バー前副議長は FRB 理事として留任している（理事としての任期は 2032 年 1 月末まで）。

[21] FRB, “Statement by Governor Michelle W. Bowman,” Joint Press Release, July 27, 2023.

[22] FRB, “Taking a Fresh Look at Supervision and Regulation,” Remarks by Michelle W. Bowman Vice Chair for Supervision Board of Governors of the Federal Reserve System at the Georgetown University McDonough School of Business Psaros Center for Financial Markets and Policy, June 6, 2025.

[23] ボウマン副議長はその具体例として、米国 G-SIBs に適用されている厳格な補完的レバレッジ比率（eSLR）を挙げ、銀行は eSLR によって国債市場の仲介業務のような低リスク業務を行わなくなっているとし、近い将来、レバレッジ比率の本来の目的であるリスクベースの自己資本比率のバックストップとして eSLR が機能することを確実にするための提案を行う考えを明らかにした。

さらに、バーゼルⅢエンドゲームの再提案に向けて、FRBを始めとする連邦銀行当局内の検討だけでは規則策定の議論が完結しない可能性がある。すなわち、トランプ政権では、ホワイトハウス（大統領官邸）の介入やベッセント財務長官の考えがバーゼルⅢエンドゲームの規則策定に影響することも予想される。

まず、トランプ大統領は2025年2月18日、規制当局の説明責任の確保を図る大統領令を発出した[24]。当該大統領令は、独立規制機関（連邦金融当局を含む）が提案するまたは最終化した重要な規制行為を連邦官報（Federal Register）で公表する前にホワイトハウスの情報・規制問題室（OIRA）による事前審査を要求している。当該大統領令では、FRBや連邦公開市場委員会（FOMC）の金融政策の執行には適用されないとする一方、FRBの金融機関監督・規制に関係する行為や権限には適用されることが明確に規定されている。トランプ大統領はバーゼルⅢエンドゲームについて具体的な見解を述べたことはないが、OIRAの事前審査を通じて、ホワイトハウスがバーゼルⅢエンドゲームの規則提案に影響を与える可能性は否定できない。

また、ベッセント財務長官は2025年3月に行われた講演の中で、トランプ政権が金融規制をより効率的、実効的かつリスクに見合ったものにすることを目指しているとし、①監督当局の優先事項を根本的に見直すこと、②当局者が一致団結し同じ目標に取組むこと、③自らが議長となる金融安定監督評議会（FSOC）や大統領金融市場作業部会（President's Working Group on Financial Markets）を通じて規制環境の変革を推進する考えを述べた[25]。現行規制はグローバル金融危機以前の資本不足に陥っていた金融システムへの対応として導入されたものであり、銀行規制・監督はバックワードルッキングなものではなく、現在の経済ニーズを反映しながら現代化すべきとの認識も明らかにしている。

さらに2025年4月の講演では、バイデン政権下のバーゼルⅢエンドゲームの規則提案に加えて、バーゼル委員会のバーゼルⅢ最終化にも批判を加えた[26]。バーゼル委員会がバーゼルⅢ最終化の理論的な根拠をほとんど明らかにしていないために説明も理解も困難であるとして、米国の意思決定を国際機関にアウトソーシングすべきではなく、自分たちで基礎から分析を行った上で米国の利益に適った規制の枠組みを決定すべきであるとした。その上でベッセント長官は、「インスピレーションが得られるときに限り（to the extent that the Endgame standards can provide inspiration）」バーゼルⅢ最終化を選択的に借用することとするが、その根拠を独立的に検証できる範囲でパブリック・コメントに対して根拠を提供できる場合にのみ借用するとの方針を明らかにした。

ベッセント財務長官の考え方がバーゼルⅢエンドゲームの検討に反映されるとすると、当初の規則提案とはまったく異なるものとなる上に、国際合意からも逸脱するものとなる可能性がある。バーゼルⅢ最終化において各法域間で規制のフラグメンテーション（分断）が生じる可能性も考えられる。

---

[24] White House, “Ensuring Accountability for All Agencies,” Presidential Actions, February 18, 2025.
[25] U.S. Treasury, “Treasury Secretary Scott Bessent Remarks at the Economic Club of New York,” March 6, 2025.
[26] U.S. Treasury, “Treasury Secretary Scott Bessent Remarks before the American Bankers Association,” April 9, 2025.

# Ⅲ 米国の適用遅延を踏まえた諸外国の対応

## １．英国のバーゼル 3.1 の適用延期

英国の PRA は、バーゼル 3.1 の導入に際し当初は 2025 年 7 月 1 日の適用としていたが、他法域の適用状況を踏まえて 2024 年 9 月に 6 ヵ月延期し、2026 年 1 月 1 日の適用とした。さらに、2025 年 1 月には米国の適用スケジュールの不確実性を考慮して 2027 年 1 月 1 日に適用を遅らせた。ただし、バーゼル 3.1 の完全適用は 2030 年 1 月 1 日としており、段階適用の期間を短縮することで完全適用日は維持する方針である。

## ２．EU における FRTB の適用延期

CRR 第 461a 条は、欧州委員会が域内国だけでなく域外国における FRTB の適用の相違を監視し、重要な相違が観察された場合には、CRR を修正するために欧州委員会に委任する権限として、①マーケット・リスクの資本賦課の適用を最大 2 年間延期すること、②レベル・プレイング・フィールドの維持と取扱いの相違を調整するための最大で 3 年間の措置として、(i)特定のリスク・クラスおよびリスク・ファクターに関する運用の救済措置または、(ii)マーケット・リスクの資本賦課の計測結果に対する 0 以上 1 未満の乗数を適用することを規定している。

欧州委員会は同条の下、すでに FRTB の適用を 1 年間延期する委任法案を 2024 年 7 月に提案していたが[27]、さらに米国や英国のバーゼルⅢ最終化の適用遅延を受けて、FRTB の適用について対応を検討する市中協議を 2025 年 3 月に公表した[28]。市中協議は、①2026 年 1 月 1 日の適用（オプション 1）、②2027 年 1 月 1 日に再延期（オプション 2）、③他法域がバーゼル基準から逸脱した取扱いの対応（オプション 3）という 3 つの選択肢を示した。このうちオプション 3 は、米国や英国の規則案や講演などで明らかになったバーゼル基準から逸脱している規制内容に基づくものである（図表 4）。

市中協議の結果、6 月 12 日に欧州委員会は、FRTB の適用を 2007 年 1 月 1 日までさらに 1 年間延期する委任法案を決定した[29]。市中協議のオプション 2 を採用したものである。欧州委員会は、EU の銀行が国際的に公平な競争環境を維持する観点から FRTB が 1 年再延期されたことにより、欧州委員会が国際的な動向を評価し、EU における FRTB の適用の次の段階に向けたさらなる作業を進める時間を得ることになったと述べる。すなわち、CRR 第 461a 条の規定に基づくオプション 3 の可能性は残されているとみることができる。

欧州委員会の委任法案は、今後、欧州議会および欧州連合理事会による審査を経て最終決定されることとなる。

---

[27] 委任法案については注 5 を参照。
[28] 市中協議については注 8 を参照。
[29] 欧州委員会の委任法案については注 9 を参照。

図表 4　提案されたオプション 3 の内容

| 内部モデル方式（IMA） |
|---|
| ・損益要因分析テスト（PLAT）をモニタリング・ツールとして継続利用 |
| ・モデル化不可能なリスク・ファクターの資本賦課に関する段階適用（一定の乗数の適用） |
| ・新規発行された金融商品のリスク・ファクターに対するモデル化可能性テストに関する特例措置 |
| ・標準的手法で0%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャー（ソブリンを含む）のデフォルト・リスクにゼロ乗数を適用 |
| ・集団投資スキームにおけるルックスルーの頻度の緩和など（四半期ベース可） |
| **標準的方式（SA）** |
| ・集団投資スキームにおけるルックスルーの頻度の緩和など（四半期ベース可） |
| ・デフォルト・リスク・チャージ（DRC）における同一満期のヘッジ認識の導入 |
| ・特定の金融商品における残余リスク・アドオンの資本賦課要件に関する経過措置 |
| ・EU排出権取引制度（EU-ETS）の炭素エクスポージャーのバケット内ネッティングに相関パラメータを適用 |
| ・マーケット・リスク資本賦課に関する経過措置として3年間は0.9の乗数を適用 |

（出所）European Commission, “Targeted consultation on the application of the market risk prudential framework,” Consultation Document, March 24, 2025 より野村資本市場研究所作成

## ３．その他の法域の対応

カナダの OSFI は、2025 年 2 月にバーゼルⅢ最終化で導入されたアウトプット・フロアの段階的な引上げを延期することを公表し、現在適用されている 67.5%の水準で据え置くことを明らかにした。

カナダでは 2023 年第 2 四半期からバーゼルⅢ最終化が適用されており、アウトプット・フロアの水準はバーゼル基準よりも高い 65%で始まっている（図表 5）。当初の計画では、72.5%という完全適用まで適用から 3 年という短い期間のうちに、バーゼル基準に対して 2 年前倒しで達成する予定であった。

OSFI は 2024 年 7 月に、他法域におけるバーゼルⅢ最終化の適用遅延を踏まえてアウトプット・フロアの引上げを 1 年後ろ倒しする措置を講じていた[30]。そして、2025 年 2 月に OSFI は、他法域のバーゼルⅢ最終化の実施時期に不確実性があることを理由に挙げて、OSFI が通知するまでの間、現行の 67.5%を維持することを決定した。

図表 5　カナダにおけるアウトプット・フロアの段階的適用

| | | 2023年 | 2024年 | 2025年 | 2026年 | 2027年 | 2028年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| カナダ | 当初 | 65% | 67.5% | 70% | *72.5%* | 72.5% | 72.5% |
| | 2024年改定 | | 67.5% | 67.5% | 70% | *72.5%* | 72.5% |
| バーゼル基準 | | 50% | 55% | 60% | 65% | 70% | *72.5%* |

（注）　斜体が最初に完全適用の水準に到達する時点を表す。
（出所）BCBS、OSFI より野村資本市場研究所作成

[30] OSFI, “OSFI delays increase of Basel III output floor by one year,” News release, July 5, 2024.

また、オーストラリアでは、バーゼルⅢ最終化の適用がすでに始まっているものの、FRTB は未適用である。FRTB の適用についてオーストラリア健全性規制機構（APRA）は、2024 年にマーケット・リスク資本賦課に関する規則（APS116）の改定を協議し、2026 年初から新たな APS116 を適用する、すなわち FRTB を適用する方針を示していた。現時点において APS116 の改定に関する協議は始まっていない。

APRA が 2024 年 8 月に公表した 2024～2025 年度の業務計画では、銀行が FRTB の準備を進めることについて期待を示す一方、APS116 の改定に関する協議の開始時期や改定後の APS116 の適用時期については何も言及していない[31]。なお、欧州委員会が 2025 年 3 月に公表した市中協議においては、オーストラリアが FRTB に関する最初の協議を 2026 年まで行わないことを明らかにしたと記されている。

## Ⅳ バーゼルⅢエンドゲームに伴う不確実性

バーゼル委員会のガバナンス組織である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS）は 2025 年 5 月の会合において、バーゼルⅢを完全かつ整合的なかたちで可能な限り早期に実施することに対する期待を一致して、すなわち、米国のメンバー当局（FRB、FDIC、OCC およびニューヨーク連銀）を含めて再確認している[32]。このようなコミットメントを前提とすれば、米国当局においてバーゼルⅢエンドゲームの適用に向けた検討がいつ再開されるのかということに視点が向かう。

FRB では、2023 年 7 月の規則提案に反対票を投じたものの、バーゼルⅢエンドゲームの議論には関与してきたボウマン理事が監督担当副議長に就任したことで、検討を再開する環境が整ってきたように窺われる。もっとも、ボウマン副議長は、金融危機後の改革はバックワードルッキングであるとし、自己資本規制を含む規制の再評価を行うべきという見解を示しており[33]、そのような姿勢がバーゼルⅢエンドゲームの検討の再開にどのように影響を与えるのか予断を許さない。

FDIC では、バーゼルⅢエンドゲームを推進してきたグルエンバーグ総裁が退任して、共和党系のヒル副議長が総裁代行に就任している。ヒル副議長は 2023 年 7 月の規則提案に反対票を投じた上に、2024 年 9 月に FRB が検討していた再提案も反対の立場であった。今後、FDIC 理事会がどのようなメンバーとなるかという点もバーゼルⅢエンドゲームの検討再開に影響を与える可能性がある[34]。

---

[31] APRA は、銀行がデフォルト・リスク・チャージ（DRC）、標準的方式、内部モデル方式の準備を規則案公表に先立って進めることを期待する一方で、モデル可不可能なリスク・ファクターの枠組みに関しては銀行に準備を求めていない（APRA, “APRA Corporate Plan 2024-25”）。

[32] BCBS, “Governors and Heads of Supervision reaffirm expectation to implement Basel III and discuss work on financial impact of extreme weather events,” Press release, May 12, 2025.

[33] 2025 年 6 月 6 日のボウマン副議長の講演（注 22）における発言を参照。

[34] FDIC 理事会は現在のところ、ヒル総裁代行（副議長）およびヴォート消費者金融保護局（CFPB）局長という共和党の 2 名と、銀行業界出身で元全米信用組合監督庁（NCUA）長官のフッド OCC 長官代行で構成されており、バーゼルⅢエンドゲームに批判的な共和党が優勢である。なお、トランプ大統領は、OCC 長官として元仮想通貨企業幹部のグールド氏を指名している。

一方、連邦銀行当局がバーゼルⅢエンドゲームの検討を再開することを想定した場合は、少なくとも 2023 年 7 月の規則提案、2024 年 9 月の再提案から大幅な見直しが求められることが予想されるが、当局が足並みを揃えて改めて規則提案が行われるまでにどの程度の時間を要するのかまったくもって明らかではない。2025 年中の提案は難しいという観測もあり[35]、バーゼルⅢエンドゲームの再提案がいつ頃明らかになり、いつから規則が適用されるのかについて不確実性が継続するように窺われる。

さらに、バーゼルⅢエンドゲームの不確実性をより高めることとして、FSOC や大統領金融市場作業部会を通じて金融規制の見直しのイニシアティブを採ろうとするベッセント財務長官が、自国の利益という観点からバーゼルⅢ最終化の適用を根拠が検証されたものに限定しようとする考えであることが挙げられる。ベッセント財務長官の見解が連邦銀行当局によるバーゼルⅢエンドゲームの検討に反映されるのかが重要な焦点となるだろう。仮に反映されるとすれば、バーゼルⅢエンドゲームはバーゼルⅢ最終化から逸脱していくことも想定される。バーゼルⅢ最終化からの逸脱が 2023 年 7 月の規則提案のようにより厳しいものであればレベル・プレイング・フィールドの問題は生じないものの、より緩和的なものであれば、他法域にとっては国際的な競争環境の公平性の問題が新たに生じ得る。

そして、規制当局の説明責任の確保を図る 2025 年 2 月の大統領令によって、ホワイトハウスが連邦銀行当局の規則策定に介入する余地が生じている。バーゼルⅢエンドゲームにおける最大の不確実性は、現時点ではあまり関心を示していないトランプ大統領自身が関心を示すようになるのかどうかかもしれない。

いずれにしても、米国のバーゼルⅢエンドゲームは、トランプ政権の誕生によって混迷の度合いをより一段と深めており、バーゼル委員会やそのメンバー当局が目指しているバーゼルⅢ最終化の完全かつ整合的な適用ということへの不確実性がさらに高まっているように窺われる。バーゼルⅢエンドゲームは、新たな国際規制のフラグメンテーションを生じさせるおそれがあると言えよう。

[35] “US Basel III delay to 2026 seen as almost inevitable,” *Risk.net*, Jun 18, 2025.